

平成 29 年 3 月 28 日

教育振興部教育施策課

練馬区学校施設管理基本計画（素案）からの主な変更・追加等について

() 備考欄の凡例

「 」 : 区民意見等を踏まえ変更したもの

「適」 : 適正規模・適正配置検討委員会からの意見を踏まえ変更したもの

頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 ()
第 1 章 総論			
2	1.1	「今後の具体的な学校施設の管理に関する方針を定めます」に変更	
2	1.3.1	「平成 29 年度は、「(仮称)練馬区学校施設管理実施計画」(以下「実施計画」という。)の検討に着手します」に変更	
2	1.3.1	「実施計画では、基本計画で示す今後の学校施設の管理に関する基本的な考え方に基づき、今後 10 年間に改築する対象校や改築の時期、方法を示します」に変更	
2	1.3.2	「策定に向け、引き続き検討します」に変更	
第 2 章 学校施設の現状と課題			
4	2.1.1	公共施設等総合管理計画の変更に合わせ、施設数、総延床面積積算の対象とする施設を改めて精査し、数値を変更	
5	2.1.2	延床面積を精査し、数値を変更	
6	2.2.1	平成 29 年 1 月 1 日現在の人口に基づく新たな人口推計に変更	
9	2.3.1	公共施設等総合管理計画の変更に合わせ、建築時期の考え方を改めて整理し、建築年度を建築年月に変更	
10	2.3.2	50 年以上経過している学校施設数を「40 校」に変更	

第4章 区立小中学校の適正配置の考え方			
23	4.4	「4.4 現在進めている適正配置の取組(平成29年3月時点)」に変更	
23	4.4	適正配置の進捗に合わせ、【光が丘第四中学校の過小規模への対応】を「生徒にとって良好な教育環境を提供していくことを第一に考え、光が丘第四中学校については、在校生が全員卒業できる平成30年度末で閉校する対応方針を定めました。この対応方針に基づき、適正配置を円滑に進めていくため、「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」を作成しました。」に変更	
第5章 改築・改修の考え方			
28	5.3	「次期学習指導要領では、児童生徒の主体的に学ぶ姿勢を育成することが重要視されています」に変更	
28	5.4	「改築にあたっては、保護者説明会、住民説明会等を開催します」を追加	
29	(2)改築の順序	「近隣校の改築時期」を追加	適
29	(2)改築の順序	「実施計画では、具体的に改築の順序を検討し、10年間の改築対象校を選定します」に変更	
32	5.6	「(4)学校用地の取得 学校に隣接し、有効活用が可能な土地で取得できるものについては、拡張用地として買収を検討します」を追加	